〇金 融 庁告示第八号

農林 中 央金 庫 が その経営の健全性を判断するための基準 平 成十八年 農金 林 水融 産省告示第四号) 第二条の二

第 五 項第二号の 規定に基づき、 農 林 水 産 大臣 及 び 金融庁 長官 が 別 に定 8 る比率 を次 \mathcal{O} ように定め る。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官 森 信親

農林水産大臣 森山 裕

農林 中 -央金庫 が その 経営の健全性を判 断するため の基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水 産大臣

及び 金 融 庁 長 官 が 別 に定 8) る比 率 は、 五. パ] セ ントとする。

附則

(適用時期)

第 条 の告示 は、 平成二十八年三月三十一 日 か 7ら適 用する。

(経過措置)

第二条 この 告 示 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 日 (以 下 適 用日」 という。 から起算して三年を経 過す る日 ま で \mathcal{O} 間 に お け

る

この告示の適用については、 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 同表の中欄に掲げる字句は、

同表

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の期間 平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日まで	での期間 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日ま	適用日から起算して一年を経過する日までの期間
〇・五パーセント 〇・三七五パーセント	〇・五パーセント 〇・二五パーセント	〇・五パーセント 〇・一二五パーセント